

## 第9回 電気通信サービス利用者WG 議事要旨

1 日 時：平成23年6月16日(木) 13:00～15:00

2 場 所：総務省 10階 総務省第一会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 構成員

新美 育文（主査）、松本 恒雄（主査代理）、岸原 孝昌、北 俊一、木村 たま代、桑子 博行、沢田 登志子、高橋 伸子、立石 聡明（代理出席）、築島 幸三郎、平野 晋、長田 三紀、濱谷 規夫、藤原 まり子

<代理出席>

社団法人日本インターネットプロバイダー協会 木村 孝（立石構成員代理）

(2) オブザーバー

消費者庁政策調整課長 黒田 岳士

東京都消費生活総合センター相談課長 金子 俊一

(3) 説明者

日本スマートフォンセキュリティフォーラム事務局長 西本 逸郎

技術部会長 谷田部 茂

(4) 総務省

原口 亮介（電気通信事業部長）、高崎 一郎（事業政策課情報通信政策総合研究官）、鈴木 信也（消費者行政課課長）、大村 真一（消費者行政課企画官）、松井 正幸（消費者行政課課長補佐）村田 光由（消費者行政課課長補佐）、川村 一郎（電気通信技術システム課企画官）、川久保 潤（事業政策課課長補佐）

4 議題

(1) スマートフォンのセキュリティについて

(2) 電気通信サービス利用者WG 検討課題（案）について

(3) 自由討議

☆ スマートフォンのセキュリティについて、事務局、日本スマートフォンセキュリティフォーラム（JSSEC）から資料1、2に基づき説明。

北構成員： JSSECに対し3点質問がある。1点目は、アプリケーションの審査基準について、以前のWGでKDDIの研究者からアプリケーションを利用す

る際に端末内の様々な情報を必要とするという話があり、その中でアプリケーションの機能に直接必要でない情報まで必要としているアプリもあって、実はそれは位置連動型のバナー広告で位置情報を取得していたりする。さらに、そういった個人情報を、取得したアプリケーションベンダー等によって目的外利用していないかどうかは課題であるという指摘があった。このような問題についての対応の方向性について意見を伺いたい。

2点目は、「デバイスの堅牢化」（資料1の21頁）という話があったが、これが行き過ぎるとガラパゴス端末になりかねない。スマートフォンセキュリティフォーラムのような動きが例えばアメリカなど諸外国においてもあるのかどうか。またJSSSECの取組は、端末メーカーやグーグルにおいてインプットされるものなのか。日本市場だけでなくグローバルに販売される端末においても取組が反映されるような仕掛けを考えられているのか。

3点目は、スマートフォンやタブレット端末だけでなく、デジタルセットトップボックス（STB）やIPTV、カーナビなど様々な情報家電においてもAndroidが使われるようになっているし、今後さらに進展していくと思われる。家電業界など他の業界との連携はどのように考えているのか。

JSSSEC（西本氏）： 1点目について、まずマルウェアには大きく2種類ある。1つは、いわゆる通常のアプリケーションプログラムとして動くマルウェア。つまり、個人情報がある人の目的に応じて送信するという類のもの。これは、利用者にとっては不審であるが、作成者にとっては通常のインストール行為により正しく作動している。もう1つは、脆弱性を攻撃してAndroidの中に入り込み、色々と仕掛けていくという不正プログラムの類。

後者については、質問の範囲に含まれていないと思うので、前者を前提とする。権限を取得すると、権限の中で何でも出来るようになるが、それをあまりに広い範囲でアプリケーションを提供しているので、ユーザー側は、書評で評価されているとか、友達が問題なく使っているとか、多くの人がダウンロードしているなどで選択をしており、今の段階では利用者のリテラシーだけに頼っているのは事実。我々がこれから作成するガイドラインでは、先に説明した2種のマルウェアの定義やそれに合わせた利用の観点からのアプローチを予定している。また、開発者向けのガイドラインを作成する。たとえば、個人情報を取得するアプリケーションを開発する際に、どのような表記をしたら利用者に分かりやすいかなど。本来であれば、グーグルのマーケット側で対応すべき問題かもしれないが、それはグーグル社任せの話かと思うので、まずは我々に出来る範囲はその周辺だろうと考えている。

次に2点目であるが、我々の検討内容は、メーカー側の1つの選択肢になっていくのだろうと思う。家電などについては10年程度製品サイクルがあ

り、その間はインターネットに接続し、かつ安全に機能しななければならないという要求がある。スマートフォンでは約2～3年だが、その間アップデートしつづけなければならない。それぞれ全く異なる。デバイスの堅牢化については、ガラパゴス化をしなくても良いような部分で考慮すべき点であって、特にデバイスのメーカー側が実装する際に注意すべき点を研究していくことがテーマとなっている。ガラパゴス化は出来る限り避けていきたいと思っている。主に技術部会で議論をしていくが、ご意見等があれば今後も頂戴していきたい。

3点目について、家電は現在は対象とはなっていない。ただ、他の団体との関係については、資料2の5頁にあるように特別会員を持っており、現在は4者（Androidセキュリティ部、情報通信ネットワーク産業協会（C I A J）、データベース・セキュリティ・コンソーシアム（D B S C）、日本ネットワークセキュリティ協会（J N S A））の他、モバイル・コンテンツ・フォーラム（M C F）、オープン・エンベデッド・ソフトウェア・ファウンデーション（O E S F）とも協調させていただいている。当フォーラムは設立して間もないが、既存の団体とは積極的に交流して良い関係を築いていきたいと考えている。

北構成員： このようなスマートフォンのセキュリティに関するフォーラムをつくっている国はあるのか。

J S S E C（西本氏）： これまで調査した範囲では、特化した形では存在していないと考えている。ただし、スマートフォンのセキュリティを考えている団体自体は沢山ある。スマートフォンの全体の普及を考える中で、セキュリティは当然扱われているので、進み具合を見ながら交流を深めていきたいと思っている。

岸原構成員： 事務局の資料について。これまでこのWGでは、スマートフォンはPCと環境が同じということで議論が進められてきたかと思うが、セキュリティを突き詰めていくと、PCとスマートフォンでは若干違うと思っている。スマートフォンはサンドボックスモデルでアプリ側が利用出来るAPIをある程度制限していて、中のOSの脆弱性へのアタックはある程度カバーされているのではないかと思う。マルウェアの類型について先程ご紹介があったが、今後各論に入っていくに当たり、このような点も周知していただければと思う。

また、マルウェアとは観点が異なるかもしれないが、ルート権限を奪ってしまうと色々なことが出来てしまうので、セキュリティ面でのルート権限の問題もどこかで入れていただければと思う。

スマートフォンの場合、OSに対するアタックというのは、サンドボッ

クスモデルである程度守られているという理解で良いかという点と、マルウェアの定義について、線引きをするのは難しいかと思うが、谷田部様の方でコメントがあればお願いしたい。

事務局： 我々の資料は非常に大雑把に書かせていただいている。また、課題として、セキュリティについて別のところでしっかりと対応していくことが必要である旨を挙げさせていただいている。岸原構成員が述べた点については、それらの取組の中で議論していただいた方が良いのではないかと考えている。

J S S E C (西本氏)： **Android** も **iOS** もサンドボックスで対応しているところであるが、その中でルート権限を取得してやるのが、先程のマルウェア定義の前者となる。そういった意味では、堅牢には作られているものの、バグ(脆弱性)が生じることもある。昨年8月に出た **iOS** での脆弱性は、サンドボックスを突破するもので、それを經由して **jailbreak** する道筋が出来ていた。この脆弱性はインターネット上のコンテンツを見ることでルート権限を取られてしまうという危険性の高いものであったが、**Apple** はすぐに対応して今は問題はなくなっている。一方、**Android** についても、アプリケーションの動作でルート権限が取られてしまうという脆弱性がある。最近のウイルスと言われているものは、こういったルート権限を取るといったものなので、サンドボックスのセキュリティというのは一種のモデルであって、サンドボックスの下に入ってくる脅威に対しては対応が必要。今後、アンチウイルスベンダーはサンドボックスを超えてくる脅威への対抗手段を持たないといけない。つまり、アプリケーションとしてインストールするウイルス対策ソフトは、サンドボックスを突破された脅威を取り除くことが出来ない。自分の権限よりも高い位置で動くためである。対策ソフトそのものをルート権限上で動かさないと対抗するのは難しい。こういったことが **Android** では一つの課題となっているが、これについては、NTTドコモなどは、システムレベルでの対応を考えているし、各メーカーも追随していて、脅威が本格化する前に対応を終わらせておくという動きになっている。

そういった点についても、我々からも後押しをしていきたいと考えている。

J S S E C (谷田部氏)： 私の方でアプリケーションWGを立ち上げ、課題を設定したところ、各社間で「マルウェアとは何を指すのか」ということは議論になっている。アンチウイルスベンダーではそれぞれ対策ソフトを出していて、彼らの中では「これをマルウェアとする」というものはあるだろうが、それを全て出させていただく訳にもいかないので、WGの中で議論をしながら、こういったものをマルウェアとするのかをまとめた上で、対策アプリケーションやガイドラインを取りまとめていくことを予定している。まさにこれから、ウイルス対策ベンダー、端末ベンダー、通信キャリアなどの関係者間でマル

ウェアとはどういったものかを吟味していくこととなっている。

木村構成員： 総務省の資料1の4頁で、「大容量のデータ蓄積が可能→紛失時、故障時のデータ喪失の懸念、端末廃棄時におけるデータ流出のおそれ」があるということで、現在、携帯電話でも中に入っているデータや個人情報が見られるのが嫌でリサイクルには出さずにいるという人も多いかと思う。スマートフォンの場合、廃棄時のデータ流出等について対策をどのようにお考えか。

J S S E C (西本氏)： その分野は、最近MDM (Mobile Device Management) と呼ばれている。資料1の5頁にも紹介されているが、紛失した時に誰かに使われないように端末をリモートロックしたり、リモートワイプと呼ばれる遠隔操作によるデータ消去のサービスを各社が提供している。ただし、こういった機能でデータを消去したとしても、PCと同じように、データを復活することも可能ではある。どの程度のデータ消去を行っているのかは各社でもバラバラであるので、我々の部会では、端末管理をどの程度までやっているのかということも調査して進めていくことを考えている。

J S S E C (西本氏)： アプリケーションに関して、今回の国会でウィルス作成罪について審議されているかと思うが、この定義は「利用者の意図しないプログラムでのウィルス」をいうとされていて、アプリケーション提供者が適切に情報提供をしないとウィルスと看做されてしまう可能性がある。これについても、我々において何らかの議論をした方が良いと考えている。

☆ 電気通信サービス利用者WG 検討課題(案)について、事務局から資料3に基づき説明。

長田構成員： 資料3の22頁(契約解除に係る問題)の一番下の記述内容について、意図する意味が良く分からないのでご教示いただきたい。記述内容には問題が2つ含まれていて、一つは、すぐに使いたいというものにどう答えていくのかという点で、もう一つは使ってみなければ分からないという性質のサービスであるという点で、それぞれ違う性質の内容だと思うが、続けて書いてあることにはどのような意味があるのか。

また、9頁の広告表示については、セット販売についてはきちんと書いていただいた点は良かったと思う。その中で、家電量販店等との広告の在り方についての検討について書かれているが、全国家庭電気製品公正取引協議会において、まだ検討は始まっていないとは思いますが、公正競争規約の見直しをするタイミングの中でセット販売に関しても検討していただけるということも聞こえてきている。その場合、是非、電気通信事業者協会

(TCA)や電気通信事業者などとも連携をして取り組んでいただくことが必要ではないかと思っている。

事務局： 22頁（契約解除に係る問題）に書かれている事項については、特に意図はなく、考えられる点は沢山あるのではないかという意味で記述したものの。

長田構成員： 列挙であって、条件ではないということか。

事務局： 然り。他にもあるのであれば追加するし、不適切であれば削除するということになろうかと思う。

長田構成員： 分かりやすさという点からすれば、文章を切っていただいた方が良いのではないかと思う。

新美主査： 解除の原因となることが列記してあって、これからどうするのかという点では長田構成員のいうように、良く分からない記述になっているので、もう少し色々な意見を伺った上で整理し直すということにした方が良くかと思う。

岸原構成員： 19頁（適合性の原則）の2つ目に、「未成年者が親名義の携帯電話を利用し、コンテンツサイトに接続し意図せずに高額の利用料金を請求される事例もあることなどに対応し、自らが関与する有料コンテンツサービスについては、その利用に際してパスワード等の設定画面を設けるなどの措置を講ずることが望ましいのではないか」とあるが、基本的にキャリアの公式サイトについては、課金をする際にパスワードの入力を求めることになっていて、子どもが親名義で課金しているのは、親が子どもにパスワードを教えていたり、初期設定のまま利用している場合に子どもがそれに気付いて勝手に利用しているというのが原因かと思う。ここで、「パスワード等の設定画面を設けるなどの措置を講ずることが望ましいのではないか」というのは、新たにそういった措置を求めていくという趣旨なのか。

事務局： 携帯電話事業者全てが課金の際のパスワード入力を講じている訳でないというのが我々の認識であるが、いかがか。

濱谷構成員： 恐らくそうだと思う。

長田構成員： 最初の利用時にパスワードの入力を毎回求める設定にしなかった場合、パスワード入力なしで課金出来る仕組みとなっている事業者がいる、ということであろう。

北構成員： 19頁（適合性の原則）の3つ目の内容について、具体的な（代理店での）オペレーションなどはどのように変わるのか。イメージで結構であるが、何がどのように変わるのかをお聞かせいただきたい。

事務局： 今後の検討材料を示しただけで、オペレーションについては具体的に考えていない。

北構成員： 理解しづらい表現になっているように思う。「制度上義務づけられた説明の方法として規定する」とは具体的にどのようなことなのか。

事務局： 電気通信事業法の中に規定する、というのが考えられる想定かと思う。

新美主査： ご質問の趣旨は、違反した場合にどのようなペナルティーが出てくるのかということか。

北構成員： それもあるが、最も気になるのは、オペレーション上どのような影響があるのかということ。罰則等もふくめて、今までと何が変わるのかを伺いたい。

事務局： ここでは、(適合性の関係で) 上手く進まない場合は、こういった措置も検討していかなければならないだろうということを述べさせていただいている。規定した場合の運用については、このWGではまだ議論を行っていないと認識している。

新美主査： 適合性の原則や説明義務については、罰則を適用する・民事効に留めるなど様々な効果が考えられる。いざとなったらそういったことも検討すべきではないかということ論点として挙げておくという趣旨かと思う。今後議論していく中で何か特段の事情がなければ、論点から外さずに挙げておくことになろうかと思う。

沢田構成員： 苦情処理・紛争解決について。34頁(裁判外紛争処理の可能性)の4つ目で「業界団体では、裁判外紛争処理機関について、これまで利点や問題点についての具体的な整理が行われてきていないことを踏まえ」とある。これは電気通信サービスの業界団体のことを指しているかと思うが、電気通信サービス以外の業界団体でADRを作っているところは既に結構あり、昨年の9月に日本ADR協会が設立されて、これまでの取組状況について今、議論している。その中で業界団体型についてもADRの在り方の見直しを行っているところ。そこでは、ADRに持ち込まれる前の「相談」という紛争解決手段が重要である気付きがあり、もっとその部分を充実化させることが必要であるという話が出ている。また、自分のところでは対応出来ない相談内容について、他の相談機関を紹介すること等、他の機関との連携の重要性も指摘されている。これは、このWGでこれまで議論されてきたことと同じことかと思う。27頁(円滑な苦情解決に向けた取組)で各業界団体との連携について書かれているが、業界団体間の相談の連携についてももう少し強調して書いていただけないかと思う。

具体的には、例えば、共通のウェブサイトなどを作り、フローチャートなどで利用者が自分の置かれている状況を選んでいくと適切な相談窓口に辿り

着けるようにするなどして連携していただければ、各業界団体や各事業者にとっても、苦情相談のコストを削減することも出来るのではないかと思います。

長田構成員： 今のご意見に加えて述べさせていただくと、27頁（円滑な苦情解決に向けた取組）は、事業者の相談窓口のことは書いていない気がする。業界団体として相談窓口を持っているところが限られているのが現状かと思うが、まず、業界団体の相談窓口を設置していただくことが（ADRよりも）ひとまず先にあるのではないかと思います。

新美主査： 今のご指摘は、事務局においても報告書として出すに当たって考慮いただきたいと思う。

濱谷構成員： 41頁～42頁（利用者リテラシー向上方策の在り方）にかかわることだが、第1回WGで、総務省側の取組として、アドバイザー制度について紹介があり、第5回WGでは北構成員から、いわゆる「ソムリエ」のようなものが今後重要になってくるのではないかということで、行政として政策を誘導する等が必要ではないかという指摘があったかと思うが、その点については、どこかに盛り込まれているのか。

事務局： 以前、この場で「テレコムアドバイザー検定」など検定試験についてご意見をいただいたところで、もう少し、抜本的な見直しが必要ではないかと考えており、今回の検討課題（案）に盛り込むことは控えさせていただいた。以前もご説明したが、我々が後援を行っている実施団体は色々と頑張っておられるところであるが、受験者数がなかなか伸びていない、また知名度も上がっていないことを踏まえると、見直しが必要なのではないかと考えているところ。

新美主査： 今の説明に加えて述べさせていただくと、情報通信審議会の政策部会でも、東日本大震災の経験を受けて、専門家あるいは事業者と一般ユーザー、特にお年寄りや子ども達の間を繋ぐインタープリターのような、間を繋ぐシステムが必要なのではないかが議論されている。今の「ソムリエ」のような具体的な資格制度を考える前に、全体の仕組みをもう一度考え直そうという議論になっている。このWGから発信するということもあるかもしれないが、情報通信全体で大きなうねりが出ていて、専門家でない人もあまねく（情報通信技術を）使えるように、情報が通じるようにしていくべきだという方向が目指され、政策が作られているところであるので、情報としてお伝えしておきたい。

松本構成員： 説明義務については、宅建業法にも明文で説明義務はあるが、民事効ははっきりとは書かれていないものの、裁判によっては解除権を認めているケ

ースもある。やり方としては、行為規範として「しなければならない」と規定をおいておくというのも一つの方法であるし、行政的な制裁と併せるというのであれば、最も厳しいものであれば刑事罰となるし、民事についてはっきり書いているものもあれば書いていないものもある。

どういった方法が適切なのかどうかは慎重に考えてやるということで、とりあえずは行為規範としておいておくというのも意味があるのではないかと思う。

新美主査： 説明義務については、効果は色々あり得るということで、その規定方法は現実との問題との関係で変わってくるのではないかというご意見かと思う。どのように規定するかは議論を踏まえていくことになるかと思う。

平野構成員： 責任分担に関しては、引き続き検討ということになるかと思う。別途開催している責任分担の会合は継続して進めていくこととしている。

北構成員： 震災の関係で、消費者教育や啓発に関して前回の会合で意見を述べさせていただいたが、そういった内容も第7章にある「利用者リテラシー」に含まれているのか。

新美主査： 平時においても使えるようにしておかなければ、危機状態にあるときに使えるようになるわけがないので、平時において実装していくことが必要ということになる。

事務局： 現在取りまとめ中であるため本日の報告の中には含めなかったが、1頁の目次にあるように、第8章として「安全・安心サービスの提供の在り方」という項目を盛り込むこととしている。ここに、今のご指摘の点は書かせていただく。

長田構成員： 震災の関係で、前回の議論内容を別の検討会で報告いただくことになったのは良かったが、この場での議論内容はあくまでも東京にいた際の通信の輻輳に関する意見が中心としたもので、検討会へ反映していただきたいのは被災地のエンドユーザーの声だと思うので、その点もご検討いただいて、このWGの意見を以て被災地の声が届いたとはお考えいただきたくないと考えている。

新美主査： その点は心得て対応すると聞いている。

高橋構成員： 今後は、誰がいつまでに何をどのように実施していくのか、という点を詰めていくことも必要かと思う。この検討課題について、どのように進めていくのかという見取り図が見えない状態である点を不安・不満に思っている。主査と事務局とで詰めていくということになるかと思うが、電気

通信サービス利用者WGが、どこと連携をして進めていくのか、この会議体の中でどのような役割を担うのかということをも明確化していただけるとありがたい。

事務局： ご指摘のとおり、今は検討課題について議論させていただいているところであるが、これがまとまれば、スケジュールを含めてどのように実行していくかを決めていくことが必要。主体となるのは、行政、業界団体、また関係機関との連携ということになるが、これまでの議論が提言としてまとめられた段階でしっかりとやっていきたいと考えている。今回、初回のWGで前身である「電気通信サービス利用者懇談会」の提言について実施状況を報告させていただいたが、このWGを開催する2年間ですべて実施させていただいたところである。したがって、このWGで提言していただいたことはしっかりとやっていきたいと考えている。また、このWGの検討結果は親会で報告を行った後、パブリックコメントを経て、提言として確定することを予定している。

高橋構成員： 「電気通信サービス利用者懇談会」から参加しているが、報告書をまとめた後に総務省において色々に対応をされたということであったが、フィードバックがなかった。そのために、このWGが始まるに当たって検討課題の洗い直しをした際に、どこまで誰が進めているのかが分からなくて回り道をした印象があった。見える化ということで、今何がどこまで進んでいるのか、誰が何の責任で進められているのかなどを是非明確にさせていただきたい。

事務局： 大変申し訳ない。利用者懇談会その後の対応状況については、新美主査が座長をしている「消費者支援連絡会」において都度ご報告させていただき、ホームページにも内容はアップさせていただいていたが、確かに、懇談会の構成員に対しては何の連絡していなかったことは事実であるので、今回のWGにおいては、注意をして状況報告を行わせていただきたいと思いますと考えている。

新美主査： 今後はきちんとフィードバックさせていただきたいと思う。

桑子構成員： 今の点について補足させていただきたい。このWGの第1回目で前回の懇談会の対応状況について、簡単ではあるが、説明があったかと思う。業界団体の立場からは、懇談会で取りまとめられた事項について、電気通信業界の4団体で構成する「電気通信サービス向上推進協議会」において、提言を踏まえ業界としての対応を検討し、取り組んでいる。今回のWGについても、取組の結果については、しかるべき会合の場でご報告させていただき、取組自体も消費者団体と相談をしながら進めていくことになるかと思っている。

新美主査： 前回の懇談会ではユーザーと事業者との間で、まさに腹を割って、何が良くて何が悪いのかをざっくばらんに話し合った。それについて事業者が率直に取り組んだというのは非常に大きな成果だったと思う。それを継続した上

で、このWGに変わったということであるので、事業者団体には前回と同様に行動をしていただくことになるし、今度は、行政に対してどうするのかというボールを投げることになるかと思うので、このWGの成果は次に期待していくということになろうかと思う。これは親会との関係で、もう少し強烈的なメッセージをここから出すということもあろうかと思う。

濱谷構成員： 桑子構成員のご意見の補足になるが、私共もこのWGの結論が出てから行動するのでは遅すぎるということで、以前もご紹介したように、電気通信事業者協会としても、今回課題として取り上げられた事項は問題が大きいということで、3月4日に協会内に問題対処のためのWGを設置し、震災の関係で実際の活動は4月からということになったが、問題への対処・検討は前倒しで取り組んでいる。その中で分かってきたことというのは、第7回WGで沢田構成員からご指摘のあった、解約が比較的大きな問題となって出てきているのかどうか、例えば、解約トラブルの件数の300倍くらいが普通に解約出来ているのかどうか、手続等の他のトラブルに比べて2~300倍あるのかどうかという点について、なかなか定義が難しい点はあったものの、通常解約に関する問合せは解約トラブルの200倍であったり600倍であったりというデータが出てきているので、想定より解約トラブルの割合は少ないことが確認できた。とはいえ、課題については前倒しをしつつ、4団体との取組ともフェーズを併せながら進めたいと思っている。

また、利用者WGを通じて難しい問題でありながらも考えなくてはいけないと思うものとして、41頁（利用者リテラシー向上方策の在り方）となるが、先程の私の質問は、特に「テレコムアドバイザー制度」に限った話ではなくて、もう少し根底にある部分で、真の利用者へのリーチについて検討できないかどうかと思っていて、ここでは、総務省、業界団体、各事業者でどうするべきかが記述されているが、その間の「繋ぎ」についても、提言の中に盛り込んでいただくことも良いのではないかと考えている。

東京都： 19頁（適合性の原則）について、相談の現場では、やはり高齢者からの携帯電話等の契約に関する相談が多くなってきており、携帯電話の契約の仕組みについて理解をするのが難しい方がどんどん契約するようになってきていると感じている。たとえば、ケーブルテレビなどでは、業界の対応としてクーリングオフを認めているが、適合性の原則の観点からは、高齢者の契約に関するクーリングオフも検討課題として挙げていただければと思う。

新美主査： その点は、これまでの議論してきたように、検討すべき大きな課題であるので、中心の1つとして取り上げていきたいと思う。

検討課題としては、ここまでいただいた意見を踏まえて修正し、次の会で報告書をご提示できるかと思う。

なお、事務連絡ではあるが、次回会合以降について、私の都合により9月の終わり頃までこの会合の進行を勤めることが難しくなった。そこで、主査代理を指名し、私の不在の間の進行をお願いすることとしたい。主査代理としては、松本構成員に予めお願いをしているので、松本主査代理の進行のもと引き続きご議論をいただきたく思う。

(以上)